

中国の群衆犯罪事件の概念と特徴

宇野和夫

目次

- I はじめに
- II 中国の騒乱罪と群衆犯罪事件
 - 1 日本の騒乱罪と中国の騒乱罪
 - 2 社会不安定期と群衆犯罪
 - 3 群衆犯罪における群衆
- III 中国の群衆犯罪事件の概念・性質・特徴
 - 1 治安事件
 - 2 群衆治安事件
 - 3 群衆事件
- IV おわりに

I はじめに

中国は高度経済成長によって1人当たりのGDPがすでに1000ドルを超える段階に入っている。しかし世界の経験は、1人当たりのGDPが1000ドルから3000ドルの段階こそ最も社会矛盾や社会問題が激化し、社会が不安定になるということを教えている。多くの中国人学者も「中国は2010年の前に危機多発期

に入る可能性がある」と予測している⁽¹⁾。

近年、急速な都市化、工業化の過程で、民衆が政府や企業などによって権利侵害を受けるケースが急増している。中国の特異なところは、被害者がその回復をはかる行動を正規の司法的手段ではなく、非正式の自力救済的方式で行う点にある。このことが中国の社会治安面に新たな変化を生じさせている。

1つは、農地の強制収用、都市居住地の強制立ち退き、低賃金、賃金の遅配・欠配、企業リストラ・破産、環境汚染、ダム移民の補償などの面で権利侵害を受けた民衆が、公務員の官僚主義・汚職腐敗に対する不満・怒りを導火線として、上級政府へ大勢で押しかけて問題解決を直訴するという形の集団陳情活動を各地で展開していることである。しかし、代表5人以上の集団陳情を禁止している政府の目には、かかる多数者の集団陳情は社会秩序を乱す不法な「騒動」と映り、規制の対象と認識される。一方、大規模集団抗議行動の展開が可能なのは、それを指揮するリーダーが育っているからである。

2つは、大規模陳情活動参加者の一部が過激な行動をとると群集心理が働いて多人数がこれに同調し、暴力的な破壊行為（政府車両の破壊・放火など）へとエスカレートし、そして最終的には鎮圧のために出動した警察との衝突（死傷者が出る）によって収束するというような事態の発展過程が見られることである。このような群衆犯罪（mob crime）事件が各地で続発しているのである。

3つは、急速な貧富格差の拡大が機会の不均等や社会の不公正によってもたらされたことへの不満・怒りが社会全体に充満していることを背景にして、些細なトラブルがきっかけとなって大規模な偶発的騒乱事件が起きるケースが増えてきたことである。それは重慶市万州区騒乱事件（2004年10月）や安徽省池州市騒乱事件（2005年6月）などに典型的に見られた。些細なトラブルを処理する初期段階において、警察の弱者への不当な取り扱いを目撃した不特定の群衆が怒りを爆発させる形で事件が起きている。

要するに、中国の社会治安面に、数年前とは異なる新たな変化、すなわち

公共の平穏という法益を害する「公共秩序擾乱」事件（実は被害を受けた民衆の権利擁護運動）の発生件数の急増，規模の拡大化，行動様式の過激化・暴力化，組織性の増大などが顕著に見られるようになったのである。

上述のように現段階，群衆犯罪事件が社会治安問題の最大の焦点となっていることは疑いをいれない。だが，中国の「擾乱」事件は報道規制の対象となっており，資料的制限から，中国人研究者にとっても研究を深めることは決して容易ではない。現在，中国におけるこの方面の研究蓄積は必ずしも十分とは言えず，学者間の概念上の混乱もあって理解しやすい状況にはない。そこで本稿では，中国の「擾乱」事件に関する国内での先行研究がないこともあって，群衆犯罪事件の概念，性質，特徴などを中心に初歩的な整理を行うことから出発して，問題点を明らかにすることを課題としたい。なお研究上の視角は主として法律学の角度からのものである。

II 中国の騒乱罪と群衆犯罪事件

中国では，日本的意味の騒乱事件を「騒乱事件」とは言わない。中国の政治家はこれを「群体性事件」（群衆事件）と称している。たとえば2005年7月7日，李景田（中共組織部副部長）は「最近数ヶ月，中国農村で騒乱状況が出現しているが，中国共産党は騒乱事件をいかなる方式で処理するつもりか」とのロイター通信社の記者の質問に対して，「我々はそれを“群体性事件”と呼び，騒乱とは呼んでいない」と回答している⁽²⁾。

一方，中国公安機関は群衆事件よりも「群体性治安事件」（群衆治安事件）のほうを多用している。この「群体性治安事件」の基礎になっているのは「治安事件」である。「治安事件」の前に「群体性」を付けるのは，政治結社という組織や個人が起こした治安事件ではなく，組織と個人の間にある群衆という未組織集団が起こした治安事件であることを強調するためであろう。

中国には騒乱事件という概念がそもそもないのか，というと必ずしもそうで

ない。実際に公安学関連の文献の中で「騒乱事件」、「騒乱」という用語が使われているからである。ただし「暴乱事件・騒乱事件」、「民族騒乱事件」、「足球球迷騒乱」などというふうに限定された形で使われている⁽³⁾。

そうすると、日本的意味の騒乱事件と中国的意味の「騒乱事件」の2種類の騒乱事件が存在することになる。その共通点と相違点を刑法学の角度から、とくに侵害を受ける保護法益の違いに着目して分析してみたい。

1 日本の騒乱罪と中国の騒乱罪

日本刑法では社会的法益を害する犯罪の中に騒乱の罪（以前は騒擾罪）という特殊な犯罪類型が設けられている。その保護法益は公共の平穏である。これに対し中国の現行刑法においては、社会的法益を害する犯罪中の一犯罪類型としての騒乱罪がそもそも設けられていないのである。ただし仔細に眺めてみると、包括的な騒乱罪という形での規定はないが、その一部をなす個別具体的な「多衆“殴打・破壊・略奪”罪」（第289条）や「多衆社会秩序擾乱（妨害）罪」（第290条第1項）、「多衆国家機関乱入罪」（同第2項）、「多衆公共场所秩序・交通秩序擾乱（妨害）罪」（第291条）、「不法集会・デモ行進・示威罪」（第296条）などが「社会管理の秩序を妨害する罪」（各則第6章）の中に、また「多衆奪取罪」（第268条）が「財産を侵害する罪」（各則第5章）の中に置かれている。このように中国では騒乱罪の下位にくる個別的規定はあるが、包括的な概念としての騒乱罪はないのである。

「騒乱」の法律的根拠は中国刑法の中にあるだろうか。中国刑法には国家の安全という国家的法益を害する犯罪の類型として、日本刑法の内乱罪に近い「武装反乱・武装暴乱罪」、「国家政権転覆罪」などを設けている。しかし、刑法には国家的法益を害する犯罪としての「騒乱」は規定されていないのである。

実はそれが規定されているのは、「戒嚴法」（1996年3月1日公布・施行）で

ある。同法第2条は「国家の統一、安全または社会の公共安全を著しく脅かす動乱、暴乱（rebellion）または重大な騒乱（grave riot）が発生した」場合、国家は戒厳の実行を決定することができる」と規定している。

李海秋・羅家山〔1969〕によると、同法のいう「動乱」は政治動乱、すなわち政治的目的のために不法な手段を用いて公共事業や公共安全に危害を及ぼす騒乱行為のことである。また「暴乱」は最も重大な内乱形式の1つである武装反乱を指す。それは国家の安全に重大な危害を及ぼす犯罪である。さらに「重大な騒乱」は中国では主として民族騒乱を指す。それは国家の統一に危害を及ぼす犯罪である⁽⁴⁾。

このように「暴乱」および「重大な騒乱」は国家の安全という国家的法益を害する犯罪であるが、重大でない一般的騒乱は国家の安全と社会の公共安全を害する犯罪と位置づけられる。たとえばサッカー騒乱は社会の公共安全（社会的法益）のみを害する犯罪である。

以上を要約すると、次のようになる。

日本の騒乱罪：社会的法益を害する犯罪

中国の重大騒乱罪：国家的法益を害する犯罪（主として民族騒乱）

中国の一般騒乱罪： 国家的法益を害する犯罪， 国家的法益および社会的法益を害する犯罪， 社会的法益を害する犯罪の3種

中国で騒乱事件という言い方をしないのは、1つには欧米や日本でいうところのもっぱら社会的法益を害する罪という意味での騒乱罪という観念がないからである。中国人にとって騒乱とは、主として国家の安全を脅かすものとして意識されているのである。

2 社会不安定期と群衆犯罪

社会的法益を害する犯罪である日本の騒乱罪は群衆犯罪（mob crime）の一種である。それは群衆心理に駆られて衝動的に起き、またはそれを利用して起

こされるという点に重要な特徴がある。また沸騰犯とも呼ばれ、社会不安定期には突如沸騰的に続発するが、社会が安定期に入ると急速に消滅する傾向がある。日本では、戦前は小作争議や暴力団同士の抗争などに対して、戦後は政治運動や労働運動、学生運動などに対して適用された。しかし戦後の政治的・社会的混乱が収束し安定期に入って以降は、騒乱罪が発動されることはなくなっている。

中国は今まさに社会不安定期の真ただ中にある。したがって群衆犯罪（多人数が集合して一定の犯罪を犯すこと）、とりわけ公共の平穩を害する騒乱罪を犯した事件が沸騰的に続発するのは、社会現象として自然なことと考えるべきで、驚くには当たらない。ただ問題なのは、その展開過程で際立った中国特性を帯びることである。

表1を見ていただきたい。1998年から増加の一途を辿り始めた群衆事件が2002年以降急増の様相を呈し、さらに2004年になって空前の増加をしている

表1 全国群衆性事件の発生件数と参加者数

| | 件数(万件) | 参加者数(万人) |
|-----------|--------|----------|
| 1993年 | 0.87 | 70 |
| 1994年 | 1.00 | |
| 1996年 | 1.20 | |
| 1997年 | 1.70 | |
| 1998年 | 2.50 | |
| 1999年 | 3.20 | |
| 2000年1～9月 | 3.00 | |
| 2002年 | 5.11 | 280 |
| 2003年 | 5.85 | 300 |
| 2004年 | 7.40 | |

(出所)李永龍ほか「關於群衆性事件の理性思考」(『晋陽学刊』2004年第1期)、「中央急研处理群衆性事件機制」(『大公报』2005年7月12日)などから筆者作成。

ことが見てとれよう。

中国公安部の統計によると、2003年、人民内部の矛盾が引き起こした群衆事件は5.85万件（対前年比14.4%増）に上り、農民や労働者、都市住民、退職者、教師、学生など延べ300万人（同6.6%増）がこれに参加したという。1日当たりで計算すると、毎日160.27件の群衆事件が起きた計算になる⁽⁵⁾。

2004年1～12月中旬、都市と農村で繰り広げられた各種のデモ行進・集会事件の総件数と参加者総数は都市5万4460余件（延べ250万人）、農村7万5500余件（延べ500余万人）に上った

2005年1～4月、全国で無届・無許可の不法集会・デモ行進・集団示威事件が計3900余件発生し、参加者総数は延べ約300万人に上った。このうち、都市では1225件の不法集会・デモ行進・集団示威事件（参加者総数延べ87.7万人）が起きた。規模別では1万人以上の事件が14件、1000人以上1万人未満の事件が248件であった。警察と衝突した事件は204件、政府庁舎や公安部門への乱入・占拠を強行した事件は74件に上り、300台以上の車両が損壊し、450人余りが拘置または逮捕された。

一方、農村では2770件の不法集会・デモ行進・集団示威事件（参加者総数延べ225.8万人）が起きた。規模別では5万人以上の事件が7件、1万人以上5万人未満の事件が45件、5000人以上1万人未満の事件が81件であった。警察と衝突した事件は362件、政府庁舎や公安部門への乱入・占拠事件は115件に上り、450台以上の車両が損壊または焼損し、30棟以上の建物が損壊または焼損し、各種自製武器が1600点押収され、710人余りが拘置または逮捕された。

2005年1月～6月12日、全国92の地域で計341件の大規模騒乱事件（組織的な暴力抗争事件）が発生した。このうち、1万人以上の特大規模事件が17件、5000人以上1万人未満の大規模事件が46件、1000人以上5000人未満の規模の事件が112件に上った。また死傷者は計1740人（うち死亡者102人）に達し、公安・武装警察・地方公務員の側の死傷者は計484人（うち死亡者55人）に上っ

た。被害は232の政府庁舎の一部損壊，114台の政府車両（パトカーなど）焼損，62の政府倉庫物資奪取，直接的経済損害額約340～400億元に達した。

中国では以上のような群衆犯罪事件を騒乱事件とは言わず，「治安事件」，「群体性治安事件」，「群体性事件」などと称している。日本の騒乱事件と同一ではないが，共通する部分を有する概念である。これらの概念について，いずれにも中国内でさまざまな学説があり，必ずしも統一がとれているわけではない。紛らわしいことに，中国ではさらに「群体性鬧事事件」や「群体性突発事件」，「治安緊急事件」，「緊急治安事件」などの用語も使われている。

そこで基本的な概念と思われる「治安事件」，「群体性治安事件」，「群体性事件」の3つを中心に，中国における群衆犯罪事件の概念について初歩的な整理を行うこととしたい。

3 群衆犯罪における群衆

ところで，「群体性治安事件」や「群体性事件」と称する場合の「群体」（群衆，群集）とは何であろうか。欧米の犯罪学において，群衆＝群集（crowd）とは示し合せてはいないが平行的な行動をする，密集した，個人性を喪失した，偶発的な，未組織の人々の集合，などと定義されている⁽⁶⁾。

一方，中国では「群体」について次のような説明がなされている。

- (1) 「群体」とは社会学的概念で，いくつかの共通点と特殊なつながりを有する一定数量の人々を指す⁽⁷⁾。
- (2) 「群体」とは「個体」（個人）や「集体」（集団）とは区別される社会心理学上の概念で，個人と組織の間に位置づけられる群衆という衆合を指す。群衆相互間に心理的なつながりがあり，共通の活動によって生じた相互作用，相互影響がある。そして相互依存が基礎となって形成される⁽⁸⁾。
- (3) 「群体」とは一定の社会的関係を紐帯として形成された「合成型群体」（家庭，隣近所，工場，学校など）といくつかの共通の原因，目的によって

臨時的に集合した「集合型群体」(体育館・劇場・映画館・ダンスホールの群衆、バス・列車・飛行機・客船の乗客など) の2種を指す。「合成型群体」が比較的安定した存在であるのに対し、「集合型群体」はある特定の環境の下で形成または消滅・解体するきわめて不安定な存在である⁽⁹⁾。

要するに、「群体」は政党や会社などの組織に比べると、集団の組織化程度が低く、無定形な人々の衆会といった特徴を有するのである。なお「群体」の英訳には crowd のほかに group もあることから、「群体性事件」を集団事件と訳す例⁽¹⁰⁾もあるが、本稿では群衆事件としたい。

Ⅲ 中国の群衆犯罪事件の概念・性質・特徴

1 治安事件

(1) 治安事件の概念

治安事件 (public security affairs) は公安学 (警察学) の用語であり、広義の理解と狭義の理解がある。治安事件は、広義の理解では社会で発生した治安秩序に危害を及ぼす重大事件を指し、狭義の理解では群衆の騒動 (原語: 「鬧事」) が違法行為・犯罪行為のレベルに達したものを指す。広義と狭義の両面を結びつけて説明した代表的な説は、治安事件を「群衆または個人がある種の要求を満たすために、特定の環境の下で社会に危害を及ぼす行為を実行し、かつ事態の過激化、拡大化を招き、社会治安秩序を乱し、破壊する事件である」と定義している⁽¹¹⁾。

(2) 治安事件の構成要素

治安事件の構成要素は、次の4つである。

- (1) 主体: 一般的状況の下では群衆であるが、特殊な状況下では個人も主体となりうるという説と主体は群衆のみで個人は含まれないという説がある⁽¹²⁾。

治安事件の主体に関しては、違法・犯罪行為と常軌逸脱行為を実行する

「非正式」群衆であるとする説⁽¹³⁾や、意志の弱い、守法意識の希薄な、自己制御能力の低い、言行の過激な、規律に背く傾向のある群衆であるとする説⁽¹⁴⁾などがある。また主体の構造に関しては、中核層（首謀者、指揮者）、基幹層、付和随行層（一般参加者）の三層からなるという説と中核層、付和随行層、野次馬層の三層からなるという説がある。

- (2) 主観的要件：目的はある種の要求を満たすことである。要求は、正当な要求から不当な要求、不法な要求まで含まれる。
- (3) 行為：過激な行為または暴力行為を実行することである。過激な行為とは法律の範囲を越えた行為をいう。また暴力行為とは刑法の禁止する暴力または脅迫の手段をとることをいう。
- (4) 客体（保護法益）：侵害される客体はきわめて幅広く、憲法および法律によって保護される一定の社会関係、経済関係、社会制度および国家主権とされる。たとえば少数民族の「反革命暴乱」や反体制学生運動は国家的法益（国家の安全）を害し、サッカー騒乱は社会的法益（公共安全、社会治安秩序）を害し、ストライキ（労働争議）は企業の生産・経営業務に悪影響を及ぼすとされる⁽¹⁵⁾。一方、客体は多方面にわたるが、主として社会秩序（社会治安秩序）と公共安全（不特定または多数人の生命・身体ないし財産の安全、重要公共財産の安全）であるという説もある⁽¹⁶⁾。

（3）治安事件の分類

治安事件は性質、目的、形成・発展過程、危害の程度などにもとづいて以下のように分類できる。

- (1) 主体の動機による分類：政治的治安事件（現政権の転覆を狙った暴乱・騒乱、政治的要求の実現を目的とする不法集会・デモ行進・示威・ストライキなど）、経済的治安事件（経済利益の実現を目的とする不法集会・デモ行進・集団陳情・ストライキなど）、精神的要因によって起きる激情型治安事

件（心理的欲求不満が吐き出されるサッカー・ファンによる騒乱など）。

- (2) 手段の性質による分類：非暴力型治安事件と暴力型治安事件。
- (3) 外国との関連の有無による分類：普通治安事件（中国の範囲のみに属する治安事件）と涉外治安事件（外国または外国人と関わる治安事件）。
- (4) 予備の有無による分類：予備型治安事件と突発型（無作為型）治安事件。前者は首謀者らによって事前に周到な準備（組織・計画・準備）がなされるが、後者にはそれがない。
- (5) 危害の程度による分類：一般治安事件と重大治安事件。中国公安部の「重大治安事件報告表」の説明によると、次のものが重大治安事件にあたる⁽¹⁷⁾。

20人以上の者が共謀して実行した殴り合い，婦女に対する侮辱，公共場所の秩序破壊，党・政府機関に対する乱入または物資奪取，公務員に対する殴打，座り込み・示威・デモ行進などの騒動（原語：「鬧事」）行為。

50人以上の者によるもめごと（原語：「糾紛」），「械闘」（村と村，宗族と宗族間などで起きる武器・凶器を使った集団抗争），封建的迷信活動。

外国人に関わる治安事件。

死者3人以上または死傷者5人以上もしくは負傷者10人以上の治安事件。

その他の影響が大きく，損失が著しい治安事件。

一方，治安事件に対し，主体の動機，目的，手段の違いによって，以下のよう
に分類した説もある⁽¹⁸⁾。

- (1) 反革命暴乱（たとえばチベット武装反乱や天安門事件など）。
- (2) 民族矛盾で発生する騒乱。
- (3) 宗教問題で発生する騒乱。
- (4) 群衆の陳情，請願，デモ行進，集団示威運動などの騒動（原語：「鬧事」）。
- (5) 個人がある問題によって矛盾を激化させて起こした治安事件。

(4) 治安事件の行為様式

林育均・郭曉彬〔2005〕によると、現段階において多発している治安事件の行為様式は次のとおりである⁽¹⁹⁾。

- (1) 不法集会，デモ行進，集団示威運動。
- (2) 多衆で集合して党・国家機関，重要警備目標，ラジオ・テレビ局，通信社および中国駐在の外国機関などの重要部門を包囲し，乱入すること。「多衆で集合」するとは，首謀者が特定または不特定の多数者（3人以上）を同一時間，同一場所に集めることをいう。また乱入（原語：「衝撃」）するとは，むりやり突入し，侵入し，包囲し，通路を閉塞し，または占拠するなどの行為をいう⁽²⁰⁾。
- (3) 多衆で集合して公共交通の幹線を閉塞し，または公共の場所の占拠を強行すること。「公共の場所」とは，駅・埠頭・空港・商店・公園・映画館・展覧場・運動場などをいう。
- (4) 多衆で集合して国家倉庫，重点建設工事現場の物資およびその他の公私の財物を奪取すること。奪取するとは，大勢でがやがや騒いで，財物の所有者，保管人などの面前で公然と暴力を使わずに財物を奪取することをいう。
- (5) 多衆で集合して金融機関およびエネルギー関連施設など重要経済部門を包囲し，乱入すること。
- (6) 大型のスポーツ・文化娯楽・商業イベントの最中に，多衆で集合して面倒（原語：「滋事」）を引き起こし，混乱状況をつくり，または公共施設を破壊すること。
- (7) 多衆が集合して実行した大規模な「械闘」。
- (8) 公共の安全，社会秩序に重大な危害を及ぼすその他の群衆行為。

肖彦軍〔2000，7頁〕は上記のほかに，既婚女性の自殺や交通事故などで非正常死亡者が出たことによって起きる農村騒動（原語：「鬧喪」）やストライキ，「非武装性騒乱」も治安事件の行為様式に含まれるという。

以上の整理によって、次の点を指摘することができよう。1つは、治安事件には 治安行政管理法に触れる違法行為と 刑事法に触れる犯罪行為がともに含まれることである。違法行為に対しては、「治安管理处罰法」(2006年3月1日施行、1986年9月5日公布の治安管理处罰条例は廃止)に触れる場合、「治安案件」として処理され、治安行政罰が科される。2つは、侵害される保護法益が多方面にわたっており、中には刑事犯罪の中で最も重い国家的法益(国家の安全)を害する「暴乱事件」、「騒乱事件」まで含まれていることである。規模の大きな「暴乱」、「騒乱」は武装警察や解放軍によって武力鎮圧される。一方、労働者や学生のストライキに対しては思想的瓦解活動や説得工作が行われる⁽²¹⁾。3つは、主体が群衆だけでなく、個人も含まれるということである。4つは、治安事件の中に明示的な形では集団陳情(國務院令「信訪条例」は代表者数5人以上の集団陳情を禁止している)を含まないのが多数説である⁽²²⁾。

2 群衆治安事件

(1) 群衆治安事件の概念

群衆治安事件(原語:「群体性治安事件⁽²³⁾」)も規範的な学術用語ではなく、社会管理とりわけ公共秩序管理の実務において使用される概念である。現在、中国の公安機関では群衆治安事件が広範に使用されている。王彩元[2003]によると、次のような過程を経て今日に至っているという⁽²⁴⁾。

- (1) 1950年代～70年代末:「群衆鬧事」、「聚衆鬧事」。
- (2) 1980年代初め～80年代中後期:「治安事件」、「群衆性治安事件」。
- (3) 1980年代末～90年代初期:「突発事件」、「治安突発事件」、「治安緊急事件」、「突発性治安事件」。
- (4) 1990年代中期～90年代末期:「緊急治安事件」。
- (5) 1990年代末～現在:「群体性治安事件」。

公安部は2000年4月5日、「公安機関の群衆治安事件処理に関する規定」を

公布した。同規定は群衆治安事件を「多衆で集合して共同で実行した、国家の法律、法規、規則に違反し、社会秩序を乱し、公共安全に危害を及ぼし、公民の人身の安全および公私の財産の安全を侵害する行為である」(第2条)と定義し、群衆治安事件に属する計10種の行為を列挙した。

これに関して、王涛・関家涛〔2001〕は次のように指摘する。群衆治安事件に属する行為の中には、第1種の「人数の比較的多い不法集会、デモ行進、示威」や第2種の「集会、デモ行進、示威および集団陳情活動の中で出現した著しく社会秩序を乱し、または公共安全に危害を及ぼす行為」などのように、軽微な違法行為である「治安事件」の範疇には属さず、刑法の公共秩序妨害罪の範疇に属する犯罪行為に当たるものが数多く含まれている。したがって群衆治安事件には事件の過程で出現した軽微な違法の治安行為および刑法に違反する犯罪行為の双方が含まれることになる⁽²⁵⁾。

一方、群衆治安事件の定義に関し、学界にはさまざまな説がある。比較的代表性を有すると思われる学説は、「群衆がある種の要求を満たすために、特定の環境の下で故意に重大な悪影響または悶着を起こし、事態の過激化、拡大化を招き、公共安全に危害を及ぼし、社会秩序を乱す違法事件である」と定義する⁽²⁶⁾。この説の特徴は、群衆治安事件が結局、違法行為と犯罪行為によって重大な結果を招いた違法・犯罪事件ではなく、単に違法事件であるとしている点にある。

さらに主体、主観的要件(目的)、行為、客体(法益)などの構成要素を厳密に考慮して、群衆治安事件を次のように定義した学説もある。すなわち「一部の群衆、団体または組織が、ある種の目的を達成するために、様々な方式で多衆集合し、集会、デモ行進、交通往来妨害などの形式で、国家の法律、法規、規則に違反し、社会秩序を乱し、公共安全に危害を及ぼし、公民の人身の安全および公私の財産の安全を侵害し、社会に対し一定の危害を及ぼす共同で実行した違法行為である」という定義である⁽²⁷⁾。

ところで、群衆治安事件という概念に対し、これは不適切でありかつ全面的なものでもない⁽²⁸⁾と批判し、群衆事件のほうが適当な概念であると主張する説がある。たとえば韓金貴〔1998〕は、群衆治安事件の概念は事件発生の客観的要因である「大衆の利益が損害を被った」という点を覆い隠しており、また事件の一面だけを指摘したものにすぎず、全面的なものではないと述べる。そして韓はこう主張する。事件の中で最も大量に、最も頻繁に起きているのは集団的な座り込み、集団陳情、集団請願活動である。これは、たびたび正規のルートで権利侵害を訴えても諸要因によって一向に問題解決を図ることができないがゆえに、やむなく集団陳情などの行動様式を取ったものにすぎない。このような未だ社会治安に対して直接の危害を及ぼすには至っていないものにまで群衆治安事件という概念を適用するのはいきすぎである。実際、公安機関は次の3つのレベルに分けて事件処理にあたっている。すなわち第1レベル（集団的な座り込みや集団陳情活動など）、第2レベル（著しい治安壊乱という結果を招いた群衆治安事件）、第3レベル（一部地域で社会的動揺を引き起こした「騒乱」）である。現段階において、頻繁に起きているのは不法な集団活動（第1レベルで、敵対性の程度は「一般対立」）である。この非対抗的なものに対して、第2レベル以上（敵対性の程度は「嚴重対立」）の概念を適用するのは適切ではない。これに対しては、群衆治安事件ではなく、むしろ群衆事件とするほうが妥当である⁽²⁸⁾。

欧米では、群衆治安事件に近い概念として「集群行為」がある。「集群行為」は「自然発生的、無組織、不安定な状況の下で、ある種の普遍的な影響および鼓舞によって発生した行為である」と定義される。この「集群行為」の中には群衆の違法行為や犯罪行為も含まれるが、欧米ではむしろサッカーのフーリガン行為や集会・デモ行進・集団示威運動によって起きた騒動は直接的に「騒乱」または「騒乱事件」と称される⁽²⁹⁾。

一方、台湾には「聚衆活動」（多衆集合活動）と「群衆事件」という2つの

概念がある。「聚衆活動」とは、共通の挫折した経験や動機・目標・理想を持つ多数人が現行の法令・政策・社会規範・制度などを改め、権利の獲得・救済を図り、国家、民族の平等・尊厳を勝ち取り、個人の希望・欲求を満たすために、集会・デモ行進・集団請願・座り込み・示威などの方式を通じて、政府の重視や社会的関心、世論の同情などを得ようとする群衆活動である、と定義される。これは自救行為の一種とみられる。

一方、台湾政府では「偶発的なもの、予備的なものにかかわらず、およそ多衆集合して違法行為を実行し、社会治安を壊乱した」事件をひっくるめて「群衆事件」と称している⁽³⁰⁾。狭義の群衆治安事件はこの台湾の「群衆事件」に近い。

(2) 群衆治安事件の基本的性質

宋浩波〔2003〕によると、違法な集合行動である群衆治安事件には以下のような基本的性質があるという⁽³¹⁾。

1つは、群衆治安事件は目的・目標のある社会行動である。

2つは、群衆治安事件は個人行動ではなく、集団行動（組織行動と集合行動の2種がある）のうち組織化レベルの低い集合行動である。

3つは、群衆治安事件は、違法行為である。ただしここでいう違法行為は総称としての違法行為で、一般的違法行為から刑罰が科される犯罪行為までを含む。

(3) 群衆治安事件の行為様式

前述した公安部公布の「公安機関の群衆治安事件処理に関する規定」（2000年4月5日）は次の10種の行為を群衆治安事件に属するとしている⁽³²⁾。

- (1) 人数の比較的多い違法な集会，デモ行進，集団示威運動。
- (2) 集会，デモ行進，集団示威運動および集団陳情活動の中で現れた著しく社

会秩序を乱し、または公共の安全に危害を及ぼす行為。

- (3) 社会の安定に著しい悪影響を及ぼす労働者のストライキ、学生のストライキ、商人のストライキ。
- (4) 非合法組織および邪教組織などの組織による比較的大規模な多衆集合活動。
- (5) 多衆集合して党・政府機関、司法機関、軍事機関、重要警備目標、ラジオ・テレビ局、通信社、外国大使館・領事館およびその他の重要部門を包囲し、乱入すること。
- (6) 多衆で集合し、公共交通の要所、交通幹線を閉塞して、公共交通秩序を破壊し（往来妨害）、または公共の場所を不法占拠すること。
- (7) 大型のスポーツ大会、文化娯楽活動、商業イベント、祝賀行事の中で現れた多数の人々による騒動（原語：「滋事」）または騒乱。
- (8) 多衆で集合して国家倉庫、重点建設工事現場の物資および公私の財物を奪取すること。
- (9) 比較的規模の大きい群衆同士の「械闘」。
- (10) 著しく公共の安全、社会秩序に危害を及ぼすその他の群衆行為。

一方、群衆治安事件を「ある種の要求を満たすことを目的とし、群衆の参加を特徴とし、事態の拡大化、過激な衝突などの手段を用いて、社会秩序を乱し、公共の安全に危害を及ぼす極端行為である」と定義する莫德昇・荊長嶺〔2003〕は、以下の6行為を列举している⁽³³⁾。

- (1) 人数の比較的多い不法集会、デモ行進、集団示威運動。
- (2) 社会の安定に著しい影響を及ぼす労働者のストライキ、学生のストライキ、商人のストライキ。
- (3) 非合法組織および邪教組織による比較的大規模な多衆集合活動。
- (4) 多衆集合して党・政府機関、司法機関、ラジオ局、テレビ局、通信社、外国大使館・領事館その他の重要公共施設を包囲し、乱入すること。

- (5) 多衆で集合し、公共交通の要所、交通幹線を閉塞して、公共交通秩序を破壊し、または公共場所を不法占拠すること。
- (6) 比較的規模の大きい群衆同士の「械闘」。

以上の「公安機関の群衆治安事件処理に関する規定」(違法・犯罪行為説)と莫徳昇・荊長嶺の見解(極端行為説, すなわち違法行為説)を比較すると、群衆治安事件に含まれる行為の範囲に大きな違いがある。後者は次の3つを意図的にはずしている点が注目される。

1つは、群衆治安事件の中で近年増加の一途を辿っている「集会、デモ行進、集団示威行動および集団陳情活動の中で現れた著しく社会秩序を乱し、または公共の安全に危害を及ぼす行為」である。これは明らかに刑法の罪(第290条第1項の「多衆社会秩序妨害罪」、同第2項の「多衆国家機関乱入罪」、第296条の「不法集会・デモ行進・示威罪」など)に触れる犯罪行為であり、「極端行為」の範囲を越えていると考えたからであろう。

2つは、「大型のスポーツ大会、文化娯楽活動、商業イベント、祝賀行事の中で現れた多数の人々による騒動または騒乱」(同第291条の「多衆公共场所秩序・交通秩序妨害罪」)である。

3つは、「多衆で集合して国家倉庫、重点建設工事現場の物資および公私の財物を奪取すること」(同第268条の「多衆奪取罪」)である。

(4) 群衆治安事件の主要特徴

莫徳昇・荊長嶺〔2003〕によると、群衆治安事件の主要特徴は次のとおりである³⁴⁾。

1つは、事件の本質の社会性である。群衆治安事件は社会のさまざまな矛盾が特定の環境の下で相互に交錯、衝突した結果、発生したものである。

2つは、事件の主体が群衆であるということである。少なくとも数十人、多くて1万人以上の群衆が参加する。事件で果たす役割から首謀者、指揮者、付和

随行者、野次馬の分がある。ただしリーダーや成員性を確定するのは困難である。

3つは、事件形成の突発性である。人々に心理的準備がないまま、短時間のうちに突発的に沸騰する傾向がある。

4つは、事態発展の拡大性である。参加者の増大に伴い、行動が加速度的に増幅され、事態が急速に拡大し、予測がつきにくい事態となる。事件発生当初、事件の主体は臨時的、自発的に集合した不特定の群衆であって、堅固な組織的連携を有しないが、その後大勢集まるうちに相互感染、模倣などの作用によって事態が拡大化、過激化するのである。リーダーの予想をはるかに超えた制御不能の事態に陥るケースも少なくない。

5つは、事件のある程度の予備性である。規模の大きな事件になるほど、リーダーたちによって事前の準備行為が周到になされる。

(5) 群衆治安事件と治安事件の比較

群衆治安事件と治安事件を比較してみよう。両者はともに公安機関で使われる概念であり、近似しているが、相違点もある。1つは、事件の主体の違いである。群衆治安事件の主体が群衆のみであるのに対し、治安事件の主体には群衆と個人が含まれる。2つは、事件が侵害する法益（客体）の違いである。前述のように、治安事件には政治目的の暴力的治安事件、すなわち政権の転覆を狙った暴乱・騒乱などが含まれる。そうならば、侵害される法益には社会的法益（社会の安全、公共の秩序）と個人的法益（公民の人身・財産の安全）以外に、国家的法益（国家の安全）も含まれることになる。これに対し、群衆治安事件で侵害される法益は、社会的法益と個人的法益のみである。

3 群衆事件

(1) 群衆事件の概念

群衆事件（原語：「群体性事件」）は公安関係者のみならず、党・政府の公式文書などでも多用されている用語である。たとえば、胡錦濤（党総書記）は2005年2月19日に行われた演説の中で「“群体性事件”を積極的に予防し、適切に処理しなければならない」と強調している⁽³⁵⁾。これは、胡錦濤が人民内部の矛盾が引き起こしている群衆事件がすでに政治の安定や社会の安定、経済の発展に脅威を与えるレベルに達している状況をふまえ、この問題を「高度重視」する方針であることを伝えた発言である。

党・政府の公式文書の中でもっぱらこの群衆事件が使われるのは、1つには国家の面子という理由がある。2つには、治安の角度から出てきた概念である治安事件や群衆治安事件よりも群衆事件のほうが、実は事件の大多数が権利擁護運動であり、非敵対性の人民内部矛盾であるという一面を反映しやすいという事情がある。

農地の収容や都市居住地の強制的立ち退きなどによって地方政府から不当な法益侵害を受けた農民、市民たちが自力回復をはかる活動の過程で、世間の注目を集めるために多数集合して過激な行動をとり、それが騒乱事件のレベルに達した場合、結果としての社会的危害性や違法性に目を向ければ、その行為は刑法に触れる犯罪行為または「治安管理处罰法」に触れる違法行為と判定されることになる。しかし他方、騒乱事件の発生原因に目を向ければ、群衆の要求に合理性があることは明白で、そして群衆が過激な行動をとらざるをえなかった背景として地方保護主義（司法の行政への従属）、司法腐敗、官僚主義など「体制」上の問題があり、正式の手続きによる救済が著しく困難となっているという深刻な現状が浮かび上がってくる。したがって、治安を回復して社会の安定をはかろうとすれば、治安的発想の強い治安事件や群衆治安事件を用いるよりも、ほとんどが軽微な違法行為からなる群衆事件（広義）を使用した

ほうが賢明だという政治的判断が働いたものと思われる。

さて、高文錦・張慧玉〔2004〕によると、群衆事件（mass-affairs）に関する理論研究、とりわけその定義に関する学術研究は非常に不十分であり、また学説上の隔たりも大きい。目下、群衆事件の概念には主として次の3説があるという。第1は、群衆事件は多数集合して実行した違法性の軽微な治安行為（違法行為）であるという説である（狭義説）。第2は、群衆事件は多数集合して実行した刑法に触れる違法・犯罪行為であるという説である（広義説）。そして第3は、第1と第2の双方を含むとする折衷説である³⁶⁾。

楊和徳〔2002〕も、群衆事件には広義の理解と狭義の理解があるという。広義の理解によると、いわゆる群衆事件は群衆が政府の関連部門に要求を表明する行為や大規模な「械闘」を指し、この種の行為が「事件」と称されている。広義の群衆事件には違法行為（法律・法規に違反する行為）および非違法行為（合法行為）が含まれる。たとえば、政府の主管部門（公安機関）が認可したデモ行進や集団示威運動、さらに集団陳情、上級機関への直訴（原語：「越級上訪」）などは、もし故意に党・政府機関に乱入する行為や道路の往来妨害行為がなければ、合法的行為とみなすべきで、これらは広義の群衆事件に含まれる。

一方、楊は著しい秩序破壊性と違法性、社会への大きな影響が認められることから、狭義の群衆事件を「公然と、自発的に、多衆集合して共同で国家の法律、法規、規則に違反し、社会秩序を乱し、公共安全に危害を及ぼし、公民の人身の安全および公私の財産を侵犯する行為である」と定義している。そして公安機関はこの行為（違法・犯罪行為）を群衆治安事件と称しているのだと指摘する³⁷⁾。楊のいう狭義の群衆事件（違法・犯罪行為説）の立場に立つと、その行為様式と前述公安部規定の群衆治安事件（違法・犯罪行為説）の行為様式は全く同一となってしまう。

以上見てきたように、群衆事件の定義に関しては、公安部寄りの定義（違

法・犯罪行為説)と権利擁護の側面があることを重視する学者の定義(違法行為説)があり、対立している。

(2) 群衆事件の基本的特徴

群衆事件の基本的特徴には次のものがある。

1つは、主体の群衆性である。群衆性とは、事件の参加者が多い、事件参加者間に共通の経歴や共通の利害・要求がある、参加者の大半が政治的屬性として「人民」の範疇に入る一般大衆であることをいう。

2つは、事件がふつう人民内部の矛盾によって引き起こされることである。地方政府と大衆、幹部と大衆、労働者と資本家、民族と民族との間の利害対立はすべて人民内部の矛盾とされる。

3つは、行為に一定の違法性があることである。たとえば 憲法では集会、デモ行進、集団示威運動は公民の基本的権利として認められている。だが、政治「体制」上の理由から、公安機関が抗議の内容をもつ集会やデモ行進を許可することは皆無に近いのが現状となっている。こうした状況下、主催者が無届かつ無許可で集会・デモ行進を決行することが常態化している。だがこれは法律上、違法な行為である。事件の過程で、道路の往来妨害行為や政府庁舎への乱入・包囲行為など法律の禁止する行為が実行され、一定程度社会秩序を破壊している。

4つは、公然性と相対的自発性である。政府に圧力を加えるために、わざと公開の方法で要求をつきつける形がとられる。そして効果を高めるために、公共の場所や政府庁舎前で集会、座り込み、集団示威運動などを実行する。現段階、組織化レベルの高い「組織」が群衆事件を発動する状況にはまだ至っていない。自発的な農民組織などが結成されているが、緩やかな臨時的集合体に止まっており、高度な「組織」の発動でないぶん、事件参加者には相対的自発性がある⁽³⁸⁾。

(3) 群衆事件の性質

群衆事件は相矛盾する複雑な性質をもっている。すなわち 要求の合理性と行為方式の違法性、多数者の合理的要求と少数者の無理な要求、多数者の一般違法行為と少数者の犯罪行為の入り交じったもの、と概括することができる。複雑なものであるだけに、法律の角度からだけでなく、政治学や社会学の角度からも検討を加える必要がある。

ここでは、政治面と法律面の両方から群衆事件の性質について考察してみたい。政治面での焦点は、群衆事件が人民内部の矛盾に属するのか、それとも敵対矛盾に属するのかということにある。一方、法律面の焦点は群衆事件が治安事件（治安管理違法行為）に属するのか、それとも刑事事件（犯罪行為）に属するのかということにある。

(i) 群衆事件の政治的屬性

中国では、毛沢東が1957年に提唱した社会主義時期における2つの性質の異なる社会矛盾を正しく区別して処理するという理論、すなわち敵対的矛盾（戦争、反乱、暴動など）と人民内部の矛盾を区別して処理するという理論を統治上の理論的基礎としている。主な論点は、人民内部の矛盾は人民内部の間で発生した矛盾である、人民政府と人民大衆との間の矛盾も人民内部の矛盾である、人民内部の矛盾は人民の利益が根本的には一致するという土台の上での矛盾である、というものである。

楊和徳〔2002〕や于咏華〔2004〕は、この理論に照らして群衆事件を具体的に分析し、以下のような指摘を行っている。事件の主体は労働者、農民、「農民工」（出稼ぎ労働者）、教師、幹部、転業・退役軍人などで、彼らはすべて「人民」の範疇に入る。目下、最も激化している官民の対立は、その90%以上が幹部の不当な対応によって引き起こされている。だが、地方政府・幹部と大衆との間の矛盾もやはり人民内部の矛盾である。大衆の掲げる要求はほ

とんどが合理的なものである。時々過激な行動や違法行為が行われるが、主観面で故意性はない。換言すれば、事件参加者の根本目的は経済利益に関わる実際問題を政府、企業などが適切に解決するよう求めることにあり、反共産党、政府転覆といった政治的意図はない。圧倒的多数の群衆事件は人民内部の矛盾に属する⁽³⁹⁾。

一方、現実に目を向ければ、地方幹部の中には、上級政府への大規模な陳情活動や大規模な集会、デモ行進、集団示威運動などを「騒動」とみなして、警察力を使って鎮圧したり、リーダーを拘束したりする者が少なくない。

趙凌〔2005〕は、中国社会科学院が2004年に実施した信訪（陳情）調査報告（于建嶸ら）の一部をこのように紹介している。一部の地方政府が暴力などの手段を使って陳情者が上級党・政府機関に入ることを阻止しているが、このことはすでに公然の事実となっている。一部の地域では陳情者に対して打撃を加えたり、政治的迫害を行ったりしている。調査した600余名の陳情者のうち、55.4%が陳情をしたせいで家財を没収されたり、財産を奪われたりした。また53.6%の者が一部の幹部が差し向けた暴力団によって報復を受けた⁽⁴⁰⁾。

こういう現実があるからこそ于咏華〔2004〕も、確かに「騒動を起こす」という要素があり、賛成したり提唱したりすることはできないが、「一部の違法行為や犯罪行為を除いて、大部分はやはり憲法に合致しており、その目的は過激な行為を通じて党・政府に圧力を加え、速やかな問題解決を求めることにある。それゆえそれを一概に、また単純に“騒動”と決めつけてはならない」と述べているのである⁽⁴¹⁾。

要するに、大半の群衆事件は何らかの利益侵害を受けた被害者による自救行為（自力救済）的運動、権利擁護運動であるということである。しかし、その運動は当該地域内で正式の手続きによっては回復が不可能、または著しく困難であるのが一般的だ。たとえば農地収容問題の場合、加害者である地方政府が事実上司法権も掌握しているために、被害者である「失地農民」が民事訴訟や

行政訴訟などの司法的手段によって侵害回復を図ることのできる可能性は著しく低いのである。そこで「中国的特色を有する政治参加・権利救済制度」(于建嶸), または「特殊な行政救済」(応星)と評価される「信訪制度」(民衆が直接訪問や手紙の文面などを利用して苦情を申し立てる制度)を利用し, 上級(省都 北京)の党・政府機関への集団・越級・重複陳情の方式で問題解決を図ろうと試みるのである。だが, 信訪制度自体に問題があって同制度による解決はわずか1000分の2の確率にとどまっている。そこで最後の手段として, あえて過激で大規模な「騒動」を起こし, 中央政府やマスコミの注目を浴び, 上級の力を利用して下級の問題解決をはかるという戦術をとるのである。こうした点を考慮すると, たとえ部分的に違法行為や犯罪行為があったとしても, 「騒動」を起こした者を敵対矛盾として力で鎮圧することはできるだけ避けなければならないのは当然である。もし強圧的に鎮圧すれば, さらに社会が不安定になってしまうからである。

(ii) 群衆事件の法律的属性

次に, 法律の角度から, 特に違法性の程度に着目して群衆事件の性質を見てもみよう。現在起きている群衆事件の主なものは, 不法集会, デモ行進, 集団示威運動, 集団陳情活動の過程で生じた政府庁舎を包囲・乱入する行為や道路往来妨害行為などである。確かにこれらの行為によって相当程度社会秩序が破壊され, 公共の安全に危害が加えられ, 公務員の人身の権利(殴打など)や財産権(商店の略奪など)が侵されているといえる。しかしこれらの行為が「集会, デモ行進, 示威法」や「治安管理处罰法」, 「道路交通管理条例」などの法律, 法規に違反しているものの, 違法性の程度からいうとほとんどの違反行為は情状の著しく軽い一般違法のレベルにあり, 情状の重い犯罪に属するものは多くないのである。そしてこれらの違法行為の故意性は希薄である。

楊和徳〔2002〕は, 圧倒的多数の群衆事件は刑事法に触れない治安事件と

みるべきである， 事件の過程で一部の者が殴打・破壊・略奪・放火など違法性の程度の高い犯罪行為を実行した場合は完全にその刑事責任を追及することができる，しかし 一部の者に犯罪行為があったことを理由に群衆事件全体を刑事事件とみなしてはならない，と主張する⁽⁴²⁾。

(4) 群衆事件に対する評価

李永龍・陳晋勝〔2004〕は，群衆事件には次のような社会的危害性があるという。 民衆が地方政府に対して不信感，懐疑の念を抱くようになる。 中国共産党に対するイメージがダウンする。 法律制度の権威が失墜する。 政治的安定が損なわれる。 民衆の秩序意識が低下する。

しかし反面，社会発展にとって積極的役割を果たす側面もあると見る。つまり，社会が新しい環境に直面しているとき，群衆事件が一定程度調整機能を果たすというのである。

群衆事件は見方を変えれば，中国的特色を有する権利擁護運動である。したがって，李らは，現段階において群衆事件は中国民衆による民主主義運用の初級形態であるとさす述べる。そして，二千年以上にわたる封建専制主義の影響で，中国の民衆は民主主義をよく知らず，誤解さえしているが，個人の民主的権利を守る活動（群衆事件）を通じて，初級民主主義（荒削りの民主主義，秩序なき民主主義）から高級民主主義（温和な民主主義，手続き重視民主主義）への転換が加速するだろうと楽観的な予測をしている⁽⁴³⁾。しかしそのためには，相手側たる政府官員の責任意識や危機意識，使命感が向上し，各級政府の効率化も加速されなければならない。公務員の腐敗をきちんと監督する制度が未整備な現段階，既得権を持つ彼らが果たしてそれを失うことになる政治体制改革に本気で着手するだろうか。期待するのはよいが，楽観論のとおり進むとは思えない。

Ⅳ おわりに

中国は相当程度経済成長を遂げたがゆえに、現在、社会不安定期に入っている。こうした社会不安定期は群衆犯罪が沸騰的に続発する時期でもある。近年、中国で群衆事件が多発し、大規模騒乱事件さえ起きているが、これは世界共通の現象であると同時に、中国特有の政治・司法制度が大きく関わって、必要以上に拡大化させている面もあると考える。

本稿は、1つは中国で騒乱事件を群衆事件と称する理由について、もう1つは群衆犯罪事件を意味する3つの概念、すなわち治安事件、群衆治安事件、群衆事件の共通点と相違点について、分析を行った。

まず、中国で騒乱事件を騒乱事件と言わず、群衆事件と称する理由は、1つは騒乱罪に対する概念が異なっているからである。日本や欧米では、騒乱罪は公共の平穏という社会的法益を害する罪という意味で用いられる。ところが中国では「騒乱」の法律的根拠が「戒嚴法」であることから分かるように、主として国家の安全という国家的法益を害する罪という意味で用いられるのである。

2つは、現在続発している群衆犯罪事件の多くが要求の正当性（合理性）と行為方式の違法性、多数者の一般違法行為と少数者の犯罪行為の入り混じったものであるがゆえに、これに対し騒乱事件というネガティブな言い方をするより、奪われた権利・利益を回復する自救行為（自力救済）、権利擁護運動というポジティブな一面もあるという意味で群衆事件と呼ぶほうがより適切であるからである。こうした問題の背景には、中国が安定第一の方針の下これまで政治制度の改革に全く手をつけてこなかったという問題がある。特に地方政府レベルの政治・司法制度には重大な欠陥があり、時代の急速な変化に対応しきれなくなっているのである。

ところで刑法学でいう自救行為（自力救済）とは、「法益を侵害された者

が、その回復について、法律上正式手続きを踏んで国家の救済機関の救助にまつときは、回復が不可能となるか、著しく困難となる場合に、自力でその回復をはかる行為」をいう⁴⁴⁾。日本刑法学の通説は、これを一定の条件をみたすとき正当行為の一種、あるいは超法規的違法性阻却事由の一種としている。中国の群衆運動を一種の自救行為とみれば、その実行行為がたとえ犯罪行為であったとしても、理論上は行為の違法性が阻却されてしかるべきということになる。

次に、治安事件、群衆治安事件、群衆事件の共通点と相違点であるが、次の点を指摘することができよう。

第1に、3つとも多少学説上の差異はあるが、主体が群衆である点が共通しており、広い意義での群衆犯罪事件を表す概念であるということである。

第2に、いくつかの点で相違点があることである。

- (1) 法律的属性：治安事件、群衆治安事件はともに公安系統から出た概念であり、治安維持の角度から実行行為の法律的属性を違法・犯罪行為とする説が多数説となっている。

それに対し、群衆事件は 要求の合理性と行為方式の違法性、多数者の合理的要求と少数者の無理な要求、多数者の一般違法行為と少数者の犯罪行為の入り交じったものであるという点が強く意識され、立場の違いによって次の3説に分かれる。公安系統に多い違法・犯罪行為説（広義説）、権利擁護運動的側面を重視する学者の一般（軽微な）違法行為説（狭義説）、または 違法・犯罪行為および一部の非違法行為とする説（最広義説）である。狭義説の学者が一般違法行為説にこだわるのは、軽度の一般違法行為であれば刑罰を免れることができるからである。

なお3概念を比較した結果、楊和徳のいう狭義の群衆事件（違法・犯罪行為説）と広義（公安部の「規定」）の群衆治安事件（違法・犯罪行為説）、そして狭義の治安事件（違法・犯罪行為説）は、ともに違法行為・犯罪行為で

ある点で同一であることが分かった。

- (2) 保護法益：治安事件（広義）には国家的法益（国家の安全）を害する武装暴乱（武装反乱）、武装騒乱（主に民族騒乱）が含まれるのに対し、主として社会的法益を害する群衆治安事件と群衆事件には一般的にそれらが含まれない。ただし将来、地方政府の打倒（中央政府の打倒ではないことに留意）という政治目的を掲げる群衆事件が起きた場合、地方政府の転覆だけでも成立する国家政権転覆罪（刑法第105条）に該当すると解釈されたときは国家的法益を害するものになってしまう。
- (3) 行為様式の範囲：群衆犯罪事件の行為様式の中に、集団陳情活動の中で出現した著しい社会秩序妨害行為（犯罪行為）を含めるか否かで、学説が分かれている。群衆治安事件であれ群衆事件であれ、広義説（違法・犯罪行為説）はそれを含め、狭義説（違法行為説）はそれを含めない。
- 締めくくるにあたり、とくに以下の点を指摘しておきたい。

1つは、現段階において群衆犯罪事件の発生要因は経済利益に関わる非政治的なものだという点である。最近、集団陳情の一部が著しく「政治的色彩」を帯びようになり、地方「指導グループの更迭、指導幹部の退陣」を主目的とするものも現れるようになってきている。しかし、大半は被った経済的損失を回復する目的で起こされたものだといってよい。経済的トラブルは、正常な民主主義社会であれば司法制度や仲裁制度などの各種ルールに従って平和裏に処理されるが、中国でそれが群衆犯罪事件になってしまうのはそうしたルールがまだ定着していないことを物語っている。それゆえ、解決困難となった経済紛争が政治問題化し、ことごとく中央（かつては皇帝）まで達しないと処理されない事態ともなる。こうした構造には皇帝制度時代の伝統的構造と似た一面がある。もともと非政治的であったものが政治的なものになってしまうというのは、中国特性の1つである。

2つは、今のところ民衆側の意識に地方（党・政府）= 悪、中央（党・政

府) = 善という図式がみられることである。民衆(被害者)と地方政府(加害者)が鋭く対立する中で、民衆が「善」なる中央に地方の「悪」を正してほしいと希求する構図になっている。中央への信頼がある分、「天下大乱」にはなりえない。しかし、もし最後の拠り所である中央への信頼が揺らいだ場合は、計り知れない事態になる可能性を秘めている。

3つは、民衆側に「法不責衆」(法は民衆を責めない)という法意識や、「大きく騒げば大きい解決が得られるが、小さく騒げば小さい解決しか得られない。騒がなければ何事も解決しない」という伝統的心理が色濃く見られることである。これが事件の大規模化、過激化の一因になっている。

4つは、群衆事件(とくに集団陳情)の回数・規模が地方政府役人の業績評価の重要な指標となっていることである。こうしたリンクがあるために、地方政府が上級に露見しないよう管轄地域内での処理(鎮圧)をはかり、その結果として民衆の怒りが増幅されるのである。これも事件の大規模化、過激化の重要な一因となっている。

5つは、現体制下では大規模かつ過激な騒動を引き起こすことが最も効果的かつ安価な問題解決の方法となっていることである。大規模かつ過激であればあるほど、上級政治家(とくに党中央)の目に留まり、またマスコミの報道を通じて世間の同情を得ることも可能となる。党中央の直接指示は地方での難問を解決する最も有効な決定打となりうる。たとえば2004年10月、四川省雅安市漢源县でダム移民補償を原因とする建国後最大の騒乱事件(数十万人規模)が起きたが、党中央の介入によって鎮静化し、その後の捜査によってはじめて県政府高官の重大腐敗が暴かれるに至った。一般に、群衆事件の起きるところほど、その地域の役人の腐敗が深刻化しているといえる。一方、行政権が極端に強い中国社会では司法による解決はもともとなじみが薄いという事実、訴訟費用が高すぎて民衆には手が出ないといった問題もある。なお現在、公安機関が事件発生後2時間以内に報告すべき大規模事件の基準は3000人以上、直ちに報

告すべき特大規模事件のそれは1万人以上とされている。大規模事件の多発に伴い、その基準が年々引き上げられる傾向にある。

6つは、公共の平穩を害する群衆事件は今のところ局部的なものにとどまっております。全国的な「大乱」になる可能性は低いということである。大方の学者は「中国の社会システム全体は非常に脆弱であるが、大規模騒乱に発展するための重要な条件の1つである民衆の組織性はまだ高くない」と見ている。中国社会の多様化に伴い、利害関係も多様化、複雑化しており、まとまりにくくなっているのである。

沸騰犯とも呼ばれる群衆犯罪は経済・社会の発展が一定レベルに到達すれば、急速に消滅・減少するのが世界共通の法則である。そのためには経済の発展（一人当たりのGDPが3000～4000ドル以上）だけでなく、政治面の大改革（民主化）が避けて通れない。なぜなら、群衆犯罪の発生要因には直接要因（経済利害的要因）だけでなく、深層に政治「体制」的要因という間接要因も潜んでいるからである。しかし、現政権にとってこれほどの難題はなく、なかなか断行できないことも予想される。そうすると、ひとえに政治「体制」的要因によって、群衆犯罪が消滅していかないことになる。この予測が杞憂にすぎないことをひたすら祈るばかりである。

注1) 王磊〔2004〕「98名学者建議：中国積極應對2010年前後風險期」『中国青年報』9月3日。丁元竹（北京大学）がまとめた「2010年：中国三種可能前景 對98名政府和非政府専門家的調查と諮詢」の要点は、次のとおりである。中国は2010年の前に重大危機に陥る可能性がある（77名の専門家中66.23%を占める51名が判断）。最も出現する可能性の高い危機は順に社会危機（貧困問題、失業問題、農民工問題、生活保障問題、教育問題など）、金融危機、経済危機、就業危機である。もし深刻な腐敗を近いうちに効果的に規制できないならば、2010年前に危機の導火線になる可能性がある。腐敗問題と失業問題・貧困問題がからむと一段と危険性が高まる。リスクは一旦人々に広範に認識されれば、その発生の可能性を減らすことができる。都市と農村の格差拡大は大問題で、もし農民工（出稼ぎ労働者）に対する対応が不当であり続ければ、彼らのうちで教育水準の高いエリートが2010年前に社会不安定をもたらす指導者となる可能性がある。中国の社会システム全体は非常に脆弱であるが、大規模騒乱に発展するための重要な条件の1つである民衆の組織性はまだ高くない。政府・企業・個人に対する信頼・信用度が著しく

- 低いという信念危機が最も解決困難な課題となっている。
- (2) 「中組部挙行記者会談農村群体性事件等問題」中新網, 2005年7月7日。
 - (3) たとえば, 公安部教育局〔2000〕『治安管理学教程』群衆出版社, 185頁, 484頁など。
 - (4) 李海秋・羅家山〔1969〕「關於戒嚴法的幾個問題」『江蘇公安專科學校學報』第4期, 81~82頁。なお, 1989年6月4日の天安門事件が武装反乱だったとはとても思えないが, それは「反革命暴乱」と認定され, 軍隊によって鎮圧されている。
 - (5) 于濱〔2004〕「社会治安難点新变」『瞭望新聞周刊』第23期(6月7日)。なおこれ以外のデータ(2004~2005年)は香港誌の『動向』2005年5月号, 『争鳴』2005年7月号などによる。
 - (6) 犯罪学研究会〔1982〕『犯罪学辞典』成文堂, 120頁。
 - (7) 楊和徳〔2002〕『群体性事件研究』中国人民公安大学出版社, 3頁。
 - (8) 劉彦成〔2003〕「論群体性暴力事件的概念和特徵」『湖北警官学院學報』第2期(総第73期), 60頁。
 - (9) 張先福・李晋沢・胡忠明〔1996〕『治安管理学』群衆出版社, 256頁。なお王志美〔2002〕「群体性治安事件的心理学思考」(『江西公安專科學校學報』総第72期)は「群体」は社会心理学上, 組織的な群体である「集体」(集団)とも, 無組織の群体である「群衆」または「集群」とも区別されると指摘する。
 - (10) たとえば, 小島朋之「七千万党员で集団事件も発生」『東亜』2005年8月号, 45頁。
 - (11) 李慶祥・劉金箒・趙樹棠〔1998〕『治安管理学教程』警官教育出版社, 267頁。
 - (12) 肖彦軍〔2000〕「“治安事件”概念評析」『江蘇公安專科學校學報』第14卷第6期, 11頁。肖は, 個人も治安事件の主体になれるという説に対し懐疑的な立場をとる。そして, 「治安事件」と「群体性治安事件」の主体はともに「群体」で, 「治安事件」の前に「群体性」を加えるのは蛇足にすぎないと指摘する。さらに肖は大陸の「治安事件」に近い用語は外国の「社会治安攪乱行為」や「騒乱」, 台湾の「群衆事件」であるという。
 - (13) 劉彦成・前掲注⁽⁸⁾, 59~60頁。
 - (14) 公安部教育局〔2000〕『治安管理学教程』群衆出版社, 459頁。
 - (15) 同上, 459~460頁。
 - (16) 熊一新〔2000〕『治安管理学』中国人民公安大学出版社, 504頁。
 - (17) 同上, 513頁。
 - (18) 葉峰主編〔1997〕『社会治安綜合治理實務全書』中国人民公安大学出版社, 1461頁。ただし, 肖彦軍〔2000, 7頁〕は武装騒乱・暴乱はその主体が群衆という未組織集団のレベルを超えているので, 群衆が主体の治安事件の中に入れるのは適切でない⁽¹⁸⁾と指摘している。
 - (19) 林育均・郭曉彬〔2005〕『重慶市三峡庫区治安問題研究』群衆出版社, 422頁。
 - (20) 李希慧〔2001〕『妨害社会治安管理秩序罪新論』武汉大学出版社, 45頁。
 - (21) 公安部教育局・前掲注⁽¹⁴⁾, 459~460, 484頁。
 - (22) 熊一新・前掲注⁽¹⁶⁾, 513頁。なお信訪制度の詳細については佶見亮〔2005〕「中国の「監督」制度における「民主」と「法治」(1)」, 早稲田大学比較法研究所『比較法学』第38巻第3号, 48~67頁を参照されたい。
 - (23) 群衆治安事件の英訳は, group public security incident, group public security affairs, public order incident with the group nature などである。
 - (24) 王彩元〔2003〕「中外群体性治安事件之比較」『広西公安管理幹部学院學報』総第61期, 25頁。
 - (25) 王涛・閔家涛〔2001〕「对《公安機關處置群体性治安事件規定》的幾點質疑」『安徽農業大學學報(社会科学版)』第10巻第1期, 48~49頁。
 - (26) 公安部教材編審委員会〔1999〕『治安管理学』群衆出版社, 146頁。

- (27) 趙早生・原文忠〔2003〕「衝擊鐵路群体性治安事件的概念与性質」『鉄道警官高等専科学校学报』第13卷第52期, 37～42頁。
- (28) 韓金貴〔1998〕「浅談群体性事件的概念、特徴、性質及処置方略」『公安研究』第5期(総第61期), 46～47頁。
- (29) 王彩元・前掲注²⁴⁾, 24頁。
- (30) 同上, 24頁。
- (31) 宋浩波〔2003〕『城市犯罪治理与穩定機制研究』中国人民公安大学出版社, 72～78頁。
- (32) 楊和徳〔2002〕『群体性事件研究』中国人民公安大学出版社, 2～3頁。楊は公安部「公安機關の群衆治安事件処理に関する規定」(2000年4月5日)の掲げる10種の行為と同一内容のものを群衆治安事件の行為としている。
- (33) 莫徳昇・荊長嶺〔2003〕『社会治安綜合治理專題研究』群衆出版社, 204頁。
- (34) 同上, 205頁。
- (35) 胡錦濤「在省部級主要領導幹部提高構建社会主义和諧社会能力專題研討班上的講話」(2005年2月19日)。
- (36) 高文錦・張慧玉〔2004〕「群体性事件的界定及意義」『武警学院学报』第20卷第1期, 55頁。
- (37) 楊和徳・前掲注³²⁾, 2頁。
- (38) 同上, 4～5頁。
- (39) 同上, 5～7頁。于咏華〔2004〕『当代中国社会矛盾論』九州出版社, 149～151頁。
- (40) 趙凌〔2005〕「解析信訪条例修改走第三条路」『南方周末』, 5月1日
- (41) 于咏華・前掲注(39), 151頁。
- (42) 楊和徳・前掲注(32), 8頁。
- (43) 李永龍・陳晋勝〔2004〕「關於群体性事件的理性思考」『晋陽学刊』第1期, 37頁。
- (44) 大塚仁〔1997〕『刑法概説(総論)』(第三版)』有斐閣, 410～412頁。

〔参考文献〕

〔編著書〕

- 張先福・李晋沢・胡忠明(編)〔1996〕『治安管理学』群衆出版社
- 刁傑成(編著)〔1996〕『人民信訪史略』北京經濟学院出版社
- 大塚仁(著)〔1997〕『刑法概説(総論)』(第三版)』有斐閣
- 葉峰(主編)〔1997〕『社会治安綜合治理實務全書』中国人民公安大学出版社
- 李健和(主編)〔1998〕『治安学理論研究綜述』群衆出版社
- 李慶祥・劉金竜・趙樹棠(主編)〔1998〕『治安管理学教程』警官教育出版社
- 公安部教育局(編)〔2000〕『治安管理学教程』群衆出版社
- 熊一新(主編)〔2000〕『治安管理学』中国人民公安大学出版社
- 張勝前(著)〔2001〕『治安事件処置』中国人民公安大学出版社
- 李希慧(主編)〔2001〕『妨害社会治安管理秩序罪新論』武漢大学出版社
- 于建嶸(著)〔2001〕『岳村政治』商務印書館
- 楊和徳(主編)〔2002〕『群体性事件研究』中国人民公安大学出版社
- 宮田三郎(著)〔2002〕『警察法』信山社
- 何清漣(著)〔2002〕『中国現代化の落とし穴』草思社
- 清水美和(著)〔2002〕『中国農民の反乱 昇竜のアキレス腱』講談社
- 宋浩波(主編)〔2003〕『城市犯罪治理与穩定機制研究』中国人民公安大学出版社
- 莫徳昇・荊長嶺(主編)〔2003〕『社会治安綜合治理專題研究』群衆出版社

李昌平(著)(2004)『中国農村崩壊 農民が田を捨てるとき』日本放送出版協会
 林育均・郭曉彬(主編)(2005)『重慶市三峡庫区治安問題研究』群眾出版社

[論文]

- 李海秋・羅家山(1969)「關於戒嚴法的幾個問題」『江蘇公安專科學校學報』第4期
 王志民・金天義(1997)「治安事件的構成要件及其預防」『武警學院學報』第4期(總第64期)
 韓金貴(1998)「淺談群體性事件的概念、特徵、性質及處置方略」『公安研究』第5期(總第61期)
 梁曉軍・高展(1999)「提高群體性事件現場處置藝術探析」『上海公安高等專科學校學報』第9卷第4期
 丁水木(2000)「論群體矛盾和群體行為」『上海市政法管理幹部學院學報』第15卷第1期
 霍海燕(2000)「農民工群體矛盾問題調查分析」『中州大學學報』第3期
 于建嶸(2000)「利益、權威和秩序——對村民對抗基層政府的群體性事件的分析」『中國農村觀察』第4期
 肖彥軍(2000)「“治安事件”概念評析」『江蘇公安專科學校學報』第14卷第6期
 王濤・閔家濤(2001)「對《公安機關處置群體性治安事件規定》的幾點質疑」『安徽農業大學學報(社會科學版)』第10卷第1期
 蘭運蜀・馮平(2001)「提高執政水平化解人民內部矛盾——對現階段人民內部矛盾的調查與思考」『理論與改革』第1期
 中共浙江省委組織部課題組(2001)「經濟利益調整和社會變革中人民內部矛盾調查」『馬克思主義與現實』第2期
 高佃正(2001)「群體性事件與民心」『山東公安專科學校學報』第3期(總第57期)
 任忠英(2001)「群體性事件與黨的宗旨」『山東公安專科學校學報』第5期(總第59期)
 福建省公安厅課題組(2001)「論群體性事件及其處置」『公安研究』第6期(總第80期)
 李雪勇(2002)「淺談群體性鬧事事件處置中的情報運用」『湖南公安高等專科學校學報』第14卷第1期
 張兆瑞(2002)「國外境外關於集群行為和群體性事件之研究」『山東公安專科學校學報』第1期(總第61期)
 楊明連(2002)「從特徵入手預防處置群體性上訪鬧事事件」『浙江公安高等專科學校學報(公安學刊)』第2期(總第70期)
 唐逸(2002)「當前中國社會中暴力蔓延的根源」『當代中國研究』第3期(總第78期)
 李一平(2002)「突發性群體性事件的成因及防範」『中州學刊』第5期(總第131期)
 中國行政管理學會課題組(2002)「我國轉型期群體性突發事件主要特點、原因及政府對策研究」『中國行政管理』第5期
 王志美(2002)「群體性治安事件的心理學思考」『江西公安專科學校學報』第6期(總第72期)
 邱錦怡(2002)「淺談群體性事件的特點、原因和處置」『貴州警官職業學院學報』第14卷第6期(總第53期)
 趙早生・原文忠(2003)「衝擊鐵路群體性治安事件的概念與性質」『鐵道警官高等專科學校學報』第13卷第1期(總第52期)
 浙江省農村社會經濟調查隊(2003)「高度關注“失土農民”的切身利益——對浙江省“失土農民”的調查」『調研世界』第1期
 劉彥成(2003)「論群體性暴力事件的概念和特徵」『湖北警官學院學報』第2期(總第73期)
 鮑浩東・包招勇・侯崇科(2003)「公安機關在處置群體性事件中的使命與角色——對台州公安機關處置群體性事件的調查與思考」『浙江公安高等專科學校學報(公安學刊)』第2期(總第76期)

- 施懷祥〔2003〕「妥善處置群體性事件 切實維護社會穩定 關於近年來楚雄地區群體性事件處置問題的思考」『雲南警官學院學報』第3期（總第46期）
- 王彩元〔2003〕「中外群體性治安事件之比較」『廣西公安管理幹部學院學報』第3期（總第61期）
- 高洪濤〔2003〕「“上訪”行為的經濟視角分析」『中共青島市委黨校·青島行政學院學報』第6期（總第46期）
- 于建嶸〔2003a〕「我國農村群體性突發事件對策研究」『中共福建省黨校學報』第5期
- 于建嶸〔2003b〕「我國現階段農村群體性事件的主要原因」『中國農村經濟』第6期
- 于建嶸〔2003c〕「農村治理性危機有可能導致局部性政治動亂」『領導決策信息』第23期
- 包永輝·陳先亮〔2003〕「亂徵土引致無地無業之憂」『瞭望新聞周刊』第23期（6月9日）
- 肖唐鏢〔2003〕「二十餘年大陸農村的政治穩定狀況——以農民行動的變化為視角」『二十一世紀』（香港）4月号（第2期）
- 王永前·黃海燕〔2003〕「國家信訪局局長：80%上訪有道理」『半月談』第22期
- 李永龍·陳晉勝〔2004〕「關於群體性事件的理性思考」『晉陽學刊』第1期
- 高文錦·張慧玉〔2004〕「群體性事件的界定及意義」『武警學院學報』第20卷第1期
- 李江源〔2004〕「農村群體性事件背後的體制原因初探」『江西財經大學學報』第1期（總第31期）
- 宋斌文·樊小綱·周慧文〔2004〕「失地農民問題是事關社會穩定的大問題」『調研世界』第1期
- 王鄧強〔2004〕「轉型期我國城市中群體性突發事件研究」『中共福建省黨校學報』第2期（總第274期）
- 鄭衛東〔2004〕「透視集體上訪事件中的村民與鄉村幹部」『青年研究』第3期（總第31期）
- 陳艷〔2004〕「新時期人民內部矛盾的調查與思考」『海南行政學院學報』第4期（總第29期）
- 張實〔2004〕「群眾信訪活動的特點及其分析」『廣州社會主義學院學報』第4期（總第7期）
- 四川省公安厅〔2004〕「關於當前四川省徵地排拆引發群體性事件的調研報告」『公安研究』第11期（總第111期）
- 吳沙〔2004〕「大力加強群體性突發事件處置工作 全力維護社會政治穩定」『公安研究』第12期（總第122期）
- 李傑才〔2004〕「新時期處置突發群體性事件的研究和探索」『公安研究』第12期（總第122期）
- 于濱〔2004〕「社會治安難點新變」『瞭望新聞周刊』第23期（6月7日）
- 唐建光〔2004〕「興昂鞋廠工人騷亂調查」『瞭望新聞周刊』第39期（10月25日）
- 何曉鵬〔2004〕「鄭州“7·31”上訪流血事件」『瞭望新聞周刊』第30期（8月16日）
- 包永輝·呂國慶〔2004〕「他們為何信“訪”不信“法”——蘇冀等省部分群眾越級信訪事件調查」『瞭望新聞周刊』第44期（10月1日）
- 蔣安傑〔2004〕「涉法信訪是否挑戰司法權威？」『法制日報』6月10日
- 趙凌〔2004〕「國內首份信訪報告獲高層重視」『南方周末』11月4日
- 許文成·彭玉輝〔2005〕「對群體性事件的分析和應對」『廣州社會主義學院學報』第1期（總第8期）
- 沈傑〔2005〕「從信訪統計看深圳當前的社會矛盾及其對策」『四川行政學院學報』第1期
- 萬川〔2005〕「群體性事件研究的回顧與前瞻」『北京人民警察學院學報』第2期
- 廖志誠〔2005〕「論突發群體性矛盾的思想政治教育引導」『福建師範大學學報（哲學社會科學版）』第2期（總第131期）
- 王再文·王玉萍〔2005〕「應對農村群體性突發事件提高基層政權執政能力」『前進』第3期
- 花蓉·付春江〔2005〕「社會轉型期群體性事件產生的心理原因探析」『江西師範大學學報』第38卷第2期
- 何建華·于建嶸〔2005〕「城市化進程中的農民權益保護問題」『華中師範大學學報（人文社會科學版）』第44卷第2期
- 張旖〔2005〕「關注農村群體性突發事件凸現的新任危機——構建和諧農村社會」中國政治學網，3月

28日

但見亮〔2005〕「中国の「監督」制度における「民主」と「法治」(1)」, 早稲田大学比較法研究所
『比較法学』第38巻第3号

藤野彰〔2005〕「中国を揺るがす農民暴動の連鎖」『中央公論』7月号